

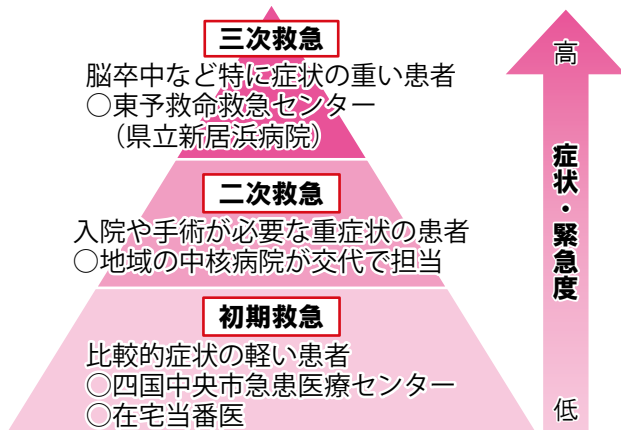
# 救急医療を守ろう！

〜愛知県民運動にご協力を〜

休日や夜間に、平日の昼間と同じような感覚で、安易に救急外来を受診する軽症患者により、医師の負担が増え、重症患者への対応に支障を来す可能性が生じています。このままでは病院の医療スタッフが疲弊し、適切な医療を提供できなくなる恐れがあり、そうならないために「愛媛の救急医療を守る県民運動（愛知県民運動）」を実施しています。これは、医療機関や救急車の適切な利用を一人ひとりに心掛けていただく取り組みです。市民の皆さまのご協力をお願いします。



## 四国中央市の救急医療体制



### 普段からの心掛け

- 日頃から「かかりつけ医」を持ち、医療スタッフに感謝の気持ちを持って受診しましょう。
- 健康診断や検診などにより、病気の予防や早期発見に努めましょう。
- 家庭で薬を常備しましょう。

### 受診にあたっての心掛け

- 診療には、医師以外にも検査技師、薬剤師、看護師など多くのスタッフが必要です。なるべくこれらのスタッフがそろっている平日の昼間（医療機関の通常診療時間内）に受診しましょう。
- 救急車で搬送されても、軽症の場合は、通常の受付順となる場合があることに留意しましょう。
- 急な発熱や腹痛などで受診が必要と思われる場合、平日夜間は急患医療センターを、休日の昼間は当番医（19ページ参照）を利用しましょう。なお、診療を受けた翌日は、「かかりつけ医」または「専門の医療機関」で治療や検査を受けてください。

### 9月9日は救急の日。

#### 救急車の正しい利用にご協力下さい！

救急車や救急医療は限りある資源です。救急医療の受診について考えてみませんか。  
平成28年の救急出動は3535件で、一日あたりすると約10件となっています。また、搬送者のうち、**軽症者が約4割**を占めています。

軽症者や緊急性のない人が救急車を利用することで、一刻を争う人への対応が遅れることとなります。本当に救急車を必要とする人のために、正しい救急車の利用をお願いします。

救急車以外に搬送手段がなく、緊急に医療機関に搬送し、診察や処置をしなければならぬ場合は、迷わず救急車を要請してください。

### 対応に迷った時は…

受診のタイミングや当番の医療機関がわからない、子どもの急なけがや病気で心配なことがあれば、左記の県や市のサービスを利用しましょう。



#### 県のサービス

**小児救急医療電話相談**  
(毎日19時〜翌朝8時)

○携帯電話やプッシュ回線の場合

#8000

○ダイヤル回線の場合

089・913・2777

**えひめ医療情報ネット**

○パソコン

<http://www.qq.pref.ehime.jp/>

○携帯

<http://www.qq.pref.ehime.jp/kt.asp>

○県医療対策課

089・912・2449

#### 市のサービス

**消防署の案内**

○当番病院の案内（テレガイド）

23・5990

○どこの病院へ行けばよいかわからないとき（病院内）

28・9119

### 問い合わせ先

保健推進課 地域医療対策室

28・6157

安全・危機管理課 28・6933